

様式第五十三(第六十二条関係)(日本産業規格A列7番)
(表)

年 月 日交付第 号(使用期限1年)		
職 名	氏 名	生 年 月 日

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第58条第2項において準用する同法第17条第2項の規定による

立 入 検 査 証

発行者 印

(裏)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律抜粋

第17条 所管行政庁は、第14条又は前条の規定の施行に必要な限度において、建築主等に対し、特定建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物若しくはその工事現場に立ち入り、特定建築物、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第58条 国土交通大臣は、判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に対し判定の業務若しくは経理の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所に立ち入り、判定の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第17条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第75条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

三 第58条第1項(第61条第2項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第58条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者